世界の あしたが 見えるまち。 TSUKUBA

つくば市記者会 御中

発信日:令和2年(2020年)8月11日(火)

発信元:つくば市 経済部 経済支援室

□取材依頼 ■周知依頼 □募集告知 □その他

国の助成制度の対象外となる 事業者への市独自の補助金・給付金の 申請受付を8月18日から開始します



つくば市は、事業収入の減少や企業規模が要件に当てはまらず、

国の持続化給付金、家賃支援給付金、持続化補助金の対象外となる 事業者への支援を目的とした市独自の経済支援を開始します。

【テナント等支援補助金事業】

対象者:市内に事業用の土地又は建物を賃借しており、次のいずれかに該当する事業者

- ① 事業収入が前年同月比で30%~50%減少した。
- ② 連続する3か月間の事業収入が前年同期比で15%~30%減少した。

概 要:事業収入の減少が、国の家賃支援給付金の要件(1か月で50%以上減少又は

3か月で30%以上減少) に当てはまらず、給付を受けられない事業者に対して、 事業用の土地・建物の賃料の一部 (最大1/2) の3か月分相当額を補助する。

法人は180万円、個人は135万円を上限とする。

【事業継続給付金事業】

対象者: 事業収入が前年同月比で30%~50%減少した事業者

概 要:事業収入の減少が、国の持続化給付金の要件(1か月で50%以上減少)に当てはまらず、

給付を受けられない事業者に対して、

法人には20万円、個人には10万円の給付金を交付する。

【中小企業等販路拡大支援事業】

対象者:市内に事業所を置く中小企業者等

概 要:企業規模が、国の持続化補助金の要件に当てはまらず補助を受けられない

中小企業等に対して、販路開拓や生産性向上の取組の事業費の最大3/4を

補助する。

補助事業の計画作成への助言も行う伴走型支援を実施する。 中小企業は100万円、小規模事業者は50万円を上限とする。

◆活用の一例

- ・商品販売や予約受付のホームページ作成。
- ・オンラインでの指導サービスを行うための設備導入。